

[平成18年 第2回定例会]-[06月22日-04号]-P.198

◎20番(青山圭一) おはようございます。それでは、報告をさせていただきます。

総務委員会に付託となりました諸案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。(資料編21ページ参照)

初めは、議案第83号、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第84号、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第85号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定について、議案第86号、川崎市特別職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第87号、市長、助役及び収入役並びに常勤の監査委員の期末手当の特例に関する条例の制定についての5件であります。委員会では、審査の結果、5件はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第88号、川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。委員会では委員から、市内の個人の市民税の課税所得金額が200万円以下の市民税納税者数について質疑があり、理事者から、本市における個人の市民税納税者のおおむね半数の約30万人が課税所得金額200万円以下の者であるとの答弁がありました。

次に委員から、課税所得金額200万円以下の者に対する個人市民税の所得割の税制改正による影響について質疑があり、理事者から、今回の税制改正は国から地方への税源移譲を目的としており、基本的に国民に新たな負担が生じることのないようきめ細かな措置が講じられている。しかしながら、税制改正による本条例の改正により、現行の課税所得金額に応じた税率が一律100分の6となるため、個人の市民税に基づき徴収額を算定する国民健康保険料や介護保険料などに少なからず影響が見込まれるとの答弁がありました。

そこで委員から、課税所得金額200万円以下の者などに対する影響は少なくない。現時点で具体的な軽減策が示されていない本議案には賛同できないとの意見がありました。

次に委員から、市たばこ税の税率が国の法改正により引き上げられるが、市内でたばこを販売する小売販売業者数及びたばこ税の税収の推移について質疑があり、理事者から、たばこを販売する小売販売業者数は小売店舗で約2,000軒、また、たばこ税の税収の推移は、売り渡したばこ本数が年々減少傾向にあることなどから、たばこ税の税率が引き上げられた年度を除き、税収も減収傾向にあるとの答弁がありました。委員会では、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第95号、川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定についてであります。委員会では委員から、条例改正により子ども及び高齢者の企画展の観覧料を有料とする考え方について質疑があり、理事者から、本条例の改正は企画展の観覧料の設定の弾力化を図るため行うものである。市民ミュージアムにおける現行の観覧料は、65歳以上の者及び中学生以下の者を無料としていたが、企画展ごとに観覧料を設定し、高齢者等から利用料を徴収するもので、65歳以上の者を高校生、大学生と同額に、中学生以下の者は必要に応じて一般の4割前後の額を設定していきたいと考えている。市民ミュージアムについては、包括外部監査において収支の改善が最大の課題とされており、企画展の開催に際しては、相応の経費が必要とされていることなどから、今後は来館者に対して一定の負担を求めていく考えであるとの答弁がありました。

これに対して委員から、収支改善の考え方は一定程度理解できるが、企画展こそ無料とし、子どもや高齢者を含め市民など多くの方が来館できる環境づくりが必要と考える。また、有料とした場合の観覧料についても、子どもや高齢者に対する配慮が十分とは言えないことから、本議案には賛同できないとの意見がありました。

次に委員から、市民ミュージアム改革基本計画における平成19年度以降の年間来館者数として掲げている30万人の目標について質疑があり、理事者から、30万人の来館目標の設定については現在も年間15万人の来館者数の実績はあるが、今後は新館長のもと、漫画やアニメなどの集客力のある企画展の開催や本市の特徴ある産業展を企画することにより、年間の来館者数を継続的にふやし、3年後に平均来館者数を年間30万人にすることで目標を達成していきたい。また、来館者数をふやすことで年間収支比率を8%までには改善していきたいとの答弁がありました。

そこで委員から、収支比率の改善に当たっては、一般来館者数をふやす努力のほか、多目的ホールや研修室など、持続的に利用する団体などを確保することで稼働率を向上させるなど、収支比率改善の工夫をお願いしたいとの意見がありました。

また委員から、美術展のような視覚で楽しむ企画展のほか、子どもや家族でも体験できるアトラクション的な企画とともに、本市の財産でもあるガラス工芸を活用した企画展を計画するなど、企画展の計画に当たってはさまざまに工夫し、努力していただきたいとの意見がありました。

また委員から、交通アクセスの問題について、今後も引き続き検討課題としていただきたいとの意見がありました。委員会では、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第96号、川崎市青少年創作センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。委員会では委員から、青少年創作センターを市直営方式とすることに対する考え方について質疑があり、理事者から、青少年創作センターは、平成16年度に指定管理者制度導入の検証を行ったところ、青少年の利用実績よりも高齢者を含む一般利用者が多いことや収支の状況を勘案し、現在のままでは指定管理者制度を導入してもそれほどの効果が見込めない施設と判断したとの答弁がありました。

次に委員から、青少年創作センター設置の経緯について質疑があり、理事者から、青少年創作センターは、市内に演劇を鑑賞する児童団体から専用の劇場設置の要望があり、多くの児童の署名活動などを通じて設置に向けた議論がなされ、高津高校生田分校跡地に青少年施設の設置が計画された。しかしながら、劇場施設であることなどから、近隣住民の了承を得られず、ものづくりのまちである川崎の特徴を生かした青少年の創作の場として位置づけ、青少年創作センターが平成2年に設置された。現在、一般の利用者が7割を占め、本来の目的である青少年の創作の場として機能していないことなどから、平成17年度に青少年創作センターあり方検討委員会を設置し、今後のあり方について検討を重ね、その結果を受けて、現在市内に青少年創作センター有効活用検討委員会を設置し、管理手法のあり方や施設機能の見直しについて検討を行っているところである。また、新たな活用方法の検討に当たっては、地域住民による活用方法や隣接している生田中学校との連携も考慮し、今後の方向性を検討しているとの答弁がありました。

そこで委員から、新たな活用方法を検討する際には、青少年にかかわる幅広い観点も含

め、全庁的な視点で検討を進めていただきたいとの意見がありました。委員会では、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第97号、川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分承認についてであります。委員会では委員から、耐震改修に伴う耐震基準適合住宅の促進に対する考え方について質疑があり、理事者から、今回の条例改正は、一定の耐震改修を行い、耐震基準に適合した住宅に課する固定資産税の減額措置を図るものである。本市の耐震改修に対する助成は、平成18年度当初予算などで、既に木造住宅の一定の要件による耐震診断士派遣事業や木造住宅の耐震改修助成事業などにより一定の増額を図っている。今後、耐震基準に適合した住宅に課する固定資産税の減額措置を含め、耐震改修に伴う助成件数の実績などを見きわめた上で、要件の緩和措置を含め予算の増額などを関係局と検討していきたいとの答弁がありました。委員会では、審査の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次は、議案第105号、橘高等学校の建物の取得についてであります。委員会では、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第106号、黒川地区小中学校建設用地の取得についてであります。委員会では委員から、PFI手法に基づく黒川地区小中学校建設の今後のスケジュールについて質疑があり、理事者から、PFI手法による黒川地区小中学校の建設については、本年4月に前回の入札が不調に終わったことから、今回の入札を7月7日に予定している。入札後、7月下旬から8月上旬に審査委員会を開催し、落札者の決定を行い、8月下旬には事業者と仮契約を締結し、次期定例会に契約の締結に関する議案提出を予定している。現在、平成20年の開校に向け、建築の専門家を含めたアドバイザースタッフと検討を行っているとの答弁がありました。

そこで委員から、PFI手法に基づく小中一貫校の建設は、市民も大変注目している事業であり、事業者は契約後15年間の長期にわたり学校の維持管理を行っていくことになる。事業者選定に当たっては細心の注意を払い選定を行うこととあわせて、平成20年開校に向けてしっかりと取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に委員から、児童生徒数に応じた学校建設に対する考え方について質疑があり、理事者から、黒川地区の学校建設に当たっては、新たなまちをつくるという概念に基づく黒川地区の再開発に関連した都市計画の中で進められたもので、今後も人口の増加を予想している。そのため、永続的な学校としての位置づけにおいて小中一貫校の学校建設を考えているとの答弁がありました。

これに対して委員から、学校建設に当たっては児童生徒数の減少も想定し、施設の新たな活用方法等、将来的な見通しを念頭に計画策定をすべきではないかとの質疑があり、理事者から、学校の建設に際しては、国からの補助金の問題など、当初から学校施設以外の目的を想定した建設は難しいと考えている。将来的な新たな活用方法については、事由が生じた時点で改修や修繕等で対応していきたいとの答弁がありました。委員会では、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第107号、平成18年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分承認についてであります。委員会では委員から、本議案はアスベスト対策に関する予算であるが、各施設のアスベスト除去のスケジュール及び内容、また、除去したアスベストの処

分方法について質疑があり、理事者から、アスベスト除去のスケジュールとして、本議案により予算化した15施設のうち、三田保育園及び中原図書館の2施設については除去作業が終わっている。また、除去作業並びにアスベストの処分方法は、アスベスト対策会議における指針に基づき実施される予定であるとの答弁がありました。

次に委員から、本市の他の公共施設のアスベストの使用状況について質疑があり、理事者から、アスベスト使用状況調査を本市の866施設を対象に、施設管理者の目視による1次調査、建設技術者による2次調査、専門機関による分析調査と、3段階で実施し、除去作業が必要な対象施設を15施設に絞り込んだものであるとの答弁がありました。

次に委員から、民間建築物に対する本市の支援策について質疑があり、理事者から、民間建築物に対するアスベストの使用状況調査は、アスベスト対策会議を中心に実施しており、具体的な支援策は、国の支援措置の動向を注視しながら、今後本市の支援策を検討していきたいとの答弁がありました。委員会では、審査の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次は、議案第111号、平成18年度川崎市一般会計補正予算であります。委員会では委員から、緊急構造計算書偽装問題対策費の全体の予算額について質疑があり、理事者から、緊急構造計算書偽装問題対策費に係るこれまでの全体予算は、移転費助成などを平成17年度補正予算で、家賃助成及び除去費用を平成18年度当初予算で措置し、今回除去費用の変更及び調査設計費助成について本議案により予算措置の提案を行ったところであり、全体で約5億4,500万円となっているとの答弁がありました。

そこで委員から、緊急構造計算書偽装問題に対する課題は山積しているが、被害住民や近隣住民に対しては、予算的な支援も含め今後も引き続き適切な対応をお願いしたいとの要望がありました。委員会では、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第112号、平成17年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認についてであります。委員会では委員から、地方消費税に係る本市の交付金の算定根拠について質疑があり、理事者から、地方消費税は国の法律に基づき、地方消費税として徴収している1%分を商業統計に基づく年間販売額など各都道府県の消費額などで案分し、都道府県に交付されるものである。また、各都道府県においては、各市町村の人口及び従業者数などに基づき案分し、各市町村に対し交付金を配分しているとの答弁がありました。

そこで委員から、地方への税源移譲に当たっては、地方消費税など国から直接交付金を受ける仕組みづくりなど、政令指定都市としての立場から国に対して要望をしていくとともに、八都县市首脳会議などの場において積極的な行動をお願いしたいとの意見がありました。委員会では、審査の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。請願第110号、義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願であります。請願の趣旨は、義務教育に係る財源の確保等を国に求める意見書提出を願う内容であります。

初めに、理事者から、各請願事項に関する本市の状況について説明があり、義務教育に係る財源の確保については、地方公共団体への財政負担の転嫁及び教育水準の低下につながるよう、地方公共団体が必要とする財源を確保すべく、税源移譲と同時に実施する

など慎重な検討が必要であること。学校事務職員・学校栄養職員の取り扱いについては、他の職種と分離して論ずるのではなく、一体的に取り扱っていくことが必要であること。また、教科用図書の無償給付については法律に定められているため、その継続について今後も国に要望していくこと。さらに、学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の定着など、初めて学校生活を迎える小学校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、少人数学級などによるきめ細やかなわかりやすい指導を行うため、第8次定数改善の早期実施など、児童や教職員にとってよりよい教育環境が実現できるよう国に対して要望していきたいとの見解が示され、質疑に入りました。

委員会では委員から、義務教育費の国庫負担に対する基本的な考え方について質疑があり、理事者から、義務教育に係る財源については、国の三位一体改革の中で国庫負担割合を2分の1から3分の1に引き下げられたが、教育水準の維持は基本的に国の責務であると認識しており、国による財源の確保を要望していきたい。また、教職員の給与費の税源移譲の問題については、地方公共団体への負担転嫁とならないよう、事務費を含めた必要な予算の税源移譲を国に対して強く求めていきたいとの答弁がありました。

次に委員から、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費に対する考え方について質疑があり、理事者から、学校事務職員・学校栄養職員は、学校に設置が必要な職であると位置づけられており、教職員と一体のものとして今後も引き続き国庫負担の対象とされるよう、国に対して要望していきたいとの答弁がありました。

次に委員から、少人数学級に対する基本的な考え方について質疑があり、理事者から、1学級の人数については、少人数である方が学習効果は高くなると認識しており、校舎等の耐震補強、児童の安全対策など予算や学校運営全体の課題も考慮しながら、少人数学級の実現に向けて最大限努力していきたいとの答弁がありました。

次に委員から、小学校2年生における35人以下学級の実施状況について質疑があり、理事者から、小学校2年生での35人以下学級は77校で実施している。なお、小学校1年生に対する35人以下学級は、県教育委員会の研究指定を受け、定数加配されている少人数学級支援教員を活用するなど、市内全114校のうち100校で実施しているとの答弁がありました。

そこで委員から、特に小学校1・2年生に対する35人以下学級を早期に進める必要があるが、その考え方について質疑があり、理事者から、小学校1年生における35人以下学級の未実施校が残り14校であることから、当面は小学校1年生に対する早期実施を努力していきたい。また、35人以下学級の実施に当たっては、学年や学級、児童の状況を考慮し、36人以上の学級に2人の教員を配置して少人数授業を実施する場合もあるため、各学校の状況により適切に対応していきたいとの答弁がありました。

次に委員から、少子化が進む中、地域に根差した学校づくりも必要であり、地域特性に合わせた学級編制や学校運営をお願いしたいとの意見がありました。

次に委員から、本市における小学校の専科担当非常勤講師の配置状況について質疑があり、理事者から、県の基準では1校当たりの学級数が9学級から12学級の学校が対象であり、平成18年度は本市の小学校25校に配置している。また、1校当たりの学級数が8学級以下の学校については、市単独の予算において専科担当非常勤講師を配置しているとの答弁がありました。

そこで委員から、専科担当非常勤講師は定数改善の中で位置づけられるべきであり、定

数改善計画を早期に策定するとともに、明確な位置づけを国に対して要望していただきたいとの意見がありました。

次に、取り扱いについて協議したところ、委員から、義務教育に係る財源の確保等について、地方公共団体への財政負担の転嫁にならないよう国に求める願意に賛同できることから、本請願は採択すべきとの意見がありました。

次に委員から、義務教育費の国庫負担に対する願意は理解できるが、30人以下学級など少人数学級についてはさまざまな観点から今後も検証していく必要があり、本請願は趣旨採択すべきとの意見がありました。委員会では、審査の結果、全会一致をもって趣旨採択すべきものと決しました。

なお、請願を採択するに当たり、国あてに義務教育費の財源確保等に関する意見書を提出することに決し、その案を議長あてに提出しておりますので、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、請願の取り下げについて御報告をいたします。請願第67号、場外舟券売り場「ポートピア」建設計画に反対することに関する請願であります。請願代表者から取り下げ願が提出され、委員会ではこれを承認いたしましたので、御報告をいたします。

以上で、総務委員会の報告を終わります。(拍手)